

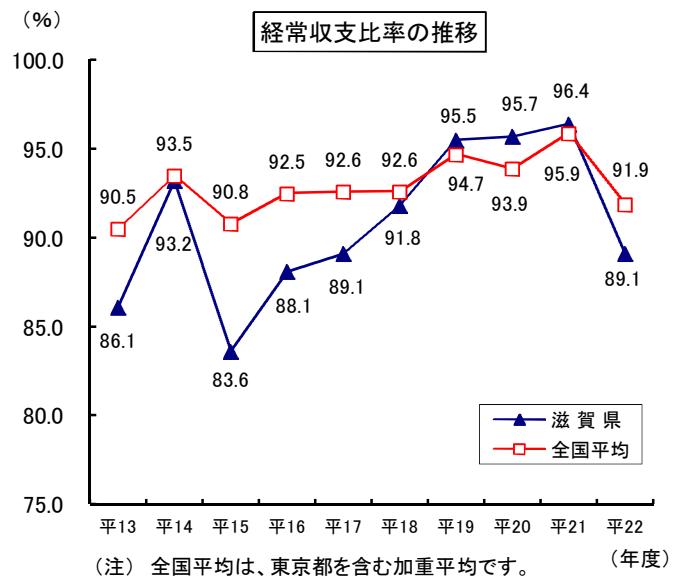
2 財政指標から見た滋賀県財政

《平成 22 年度普通会計決算による財政指標》

| | 滋賀県 | 全国平均 |
|---------|-------|-------|
| 経常収支比率 | 89.1% | 91.9% |
| 公債費負担比率 | 20.0% | 18.9% |
| 実質公債費比率 | 15.6% | 13.5% |
| 財政力指数 | 0.576 | 0.490 |

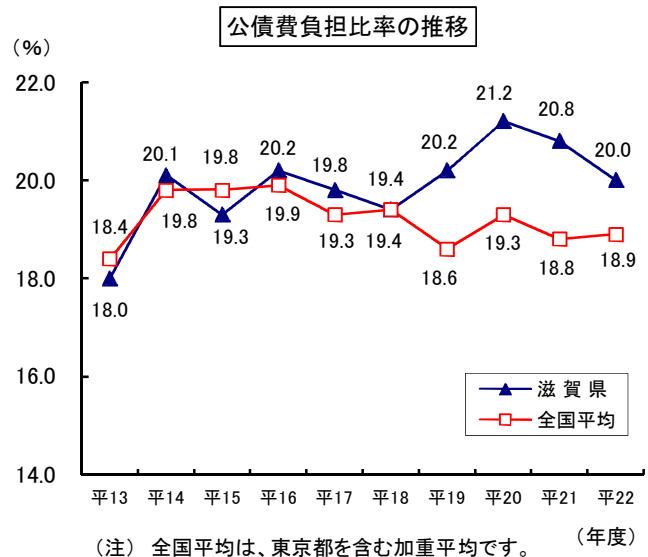
○経常収支比率

人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される用途の特定されない財源がどれだけ使われているかを示す割合で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。



○公債費負担比率

借入金である県債の返済（公債費）に使われた一般財源の一般財源総額に占める割合を示すもので、公債費の負担の程度や財政構造の弾力性を見ることができます。この比率が高い場合は、用途が特定されず自由に使える財源の多くが借入金の返済に充てられていることとなり、その他の事業に使える財源が少ないことを示しています。



説明

一般財源とは

県税や地方交付税のように、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。

一方、国庫支出金のように、用途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

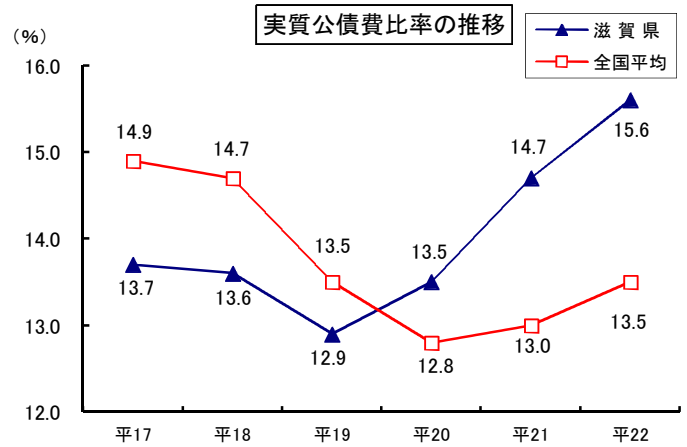
○実質公債費比率

県税や普通交付税など用途が特定されていない財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3力年の平均値で表します。これは、平成18年度から地方債の発行に際して、協議制度が導入され、その基準として設けられたもので、この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、また25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

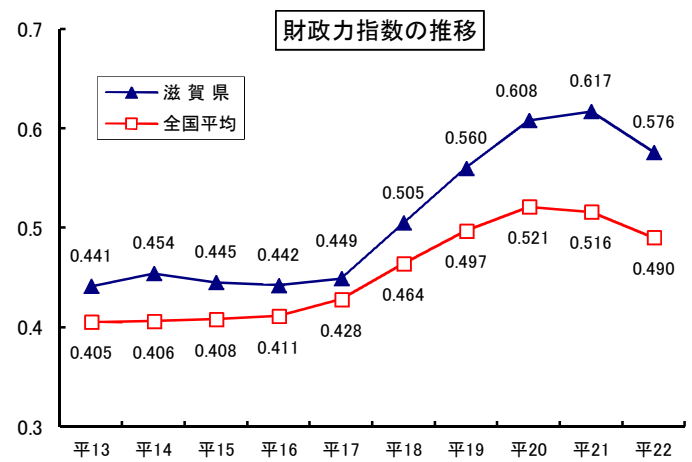
また、平成20年度決算からは、25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35%以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税金等がどれだけあるかを示した割合で、過去3力年の平均値で表します。



(注) 全国平均は、東京都を含む加重平均です。



(注) 全国平均は、東京都を含む単純平均です。

(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債特例分}} \times 100 (\%)$$

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源の額}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質公債費比率} = \left(\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \right) \text{の3力年分合計} \times 1/3 \times 100 (\%)$$

A = 元利償還金 (次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。)

B = 元利償還金に準ずるもの (準元利償還金)

※ 「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、③一部事務組合等が担った地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものをいう。

C = AまたはBに充てられた特定財源

D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E = 標準財政規模

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3力年の平均値}$$